

第二期 やまなし子ども・子育て支援プラン(中間見直し)の概要

中間見直しのポイント

- 1 結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を効果的に進める観点からライフステージにあわせた構成を継続
- 2 第二期計画の策定(R2年)から3年間で生じた新たな状況や国の動向、国から示された中間見直しの考え方等を踏まえ必要な修正・加筆を実施
踏まえるべき状況等：①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 ②「こども基本法」公布 ③新型コロナウイルス感染症の流行長期化
- 3 最新のニーズを踏まえ市町村が設定する、教育・保育の量の見込みと確保方策の数値を反映

【計画の性格】

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画
- やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画
- 県総合計画の部門計画
- 県地域福祉支援計画の部門計画
- ※ 山梨県教育振興基本計画、山梨県ひとり親家庭等自立促進計画、やまなし障害児・障害者プラン、健やか山梨21、やまなし社会的養育推進計画、やまなし子どもの貧困対策推進計画、山梨県ヤングケラー支援計画と調和を保ち策定する。

【期間】

- 第二期 令和2年度～令和6年度：5年間
(令和4年度に中間見直しを実施)

【推進体制】

- 県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等が一体となり推進
- 県では知事を本部長とする子育て支援推進本部を中心に各部局が連携し、全庁を挙げて総合的な取り組みを行う
- すべての子どもについて、個人として尊重され、その年齢及び発達に応じて、その意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保される中で取り組みを推進
- 毎年度、事業の進捗状況を点検評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告

【子ども・子育てを取り巻く環境】

- 少子化の進行
出生児数 R3：4,964人(H23：6,412人)
合計特殊出生率 R3：1.43(全国1.30)
- 晩婚化
平均初婚年齢 R3：男30.9才 女29.5才
(H12：男29.3才 女27.2才)
母親の平均出産時年齢 R3：第1子30.6才 第2子32.4才
(H12：第1子28.1才 第2子30.7才)
- 希望する子どもの数が持てない理由(R3 3人希望の場合)
子育てや教育にお金がかかりすぎる 59.3%
高齢で生むのはいや 41.7%
育児の心理的、肉体的負担に耐えられない 23.6%
- 子どもの相対的貧困率(本県 H29) 10.6%
- 児童虐待相談対応件数の増加
H25：887件⇒H30：1,492件⇒R3：2,259件
- 要保護児童の状況
要保護児童の多くは里親ではなく児童養護施設や乳児院に入所(本県 約300人のうち約7割が施設入所)
- コロナ禍における状況
登園自粛や分散登校、各種行事の中止・縮小など、多くの子どもが体験活動の制限を経験
交流機会や子育て支援サービスの利用機会減少などにより、虐待事案の増加や潜在化の懸念

基本理念	視点	ライフステージ	基本方針	基本施策	取組指標
子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすいやまなしの構築 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の視点 社会全体で応援する視点 子どもに子育てを 成長に関わる視点 すべての子どもの	結婚 妊娠 出産 子育て	結婚	1 結婚を希望する若者への支援	(1)結婚に関する意識の醸成及び情報の提供 (2)出会いの機会の提供 (3)結婚に伴う新生活の支援	①民間とのネットワークで実施する結婚に関するイベントやセミナーの参加者数 R3：100人 ⇒ R6：146人以上
		妊娠 出産	2 親と子の健康の確保及び増進	(1)母と子の健康づくり (2)周産期医療・小児医療等の充実 (3)思春期における健康づくり (4)食育の推進	②妊産婦メンタルヘルスに関わる研修等受講者人数 R3：136人 ⇒ R6：延べ562人以上
		子育て	3 仕事と子育てを両立するための支援	(1)就労を希望する方に対する支援 (2)子育て参加を希望する方に対する支援 (3)子育て支援に取り組む企業に対する支援	③山梨えるみんな認定企業数 R3：47社 ⇒ R6：75社
			4 幼児期の教育・保育の充実	(1)教育・保育サービスの充実 (2)教育・保育の質の向上 (保育士一人あたりの保育人数の軽減) (3)保育人材の確保・定着の推進 (新たな姿の待機児童ゼロの実現)	④やまなし保育士・保育所支援センター登録者数 新規取組 ⇒ R6：延べ465人
			5 地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実 (3)育児を孤立させない支援の充実 (レスパイトケア・アウトリーチ型支援) (4)経済的負担の軽減	⑤利用者意見の把握に取り組む地域子育て支援拠点の割合 新規取組 ⇒ R6：100% ⑥利用者意見の把握に取り組む放課後児童クラブの割合 新規取組 ⇒ R6：100% ⑦公立小学校に対する放課後子ども教室の設置割合 R3：79% ⇒ R6：90%
			6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	(1)次代の親となる若者の育成と自立促進 (2)自然体験活動及び森林環境教育・木育の推進 (3)確かな学力の育成(少人数教育の推進) (4)豊かな心の育成 (5)学校・家庭・地域の教育力の充実 (6)スポーツ・健康教育の充実 (7)青少年を取り巻く環境の整備 (8)医療・福祉専門職との連携	⑧コロナ禍前(R1:210,181人)を超える愛宕山こどもの国利用者数 R3：143,756人 ⇒ R6：230,000人 ⑨スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援実績(SC訪問回数/SSW派遣時間) R3：145回/6202時間 ⇒ R6:145回/6202時間
			7 社会的養育等の推進体制の充実	(1)児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援 (2)社会的養育体制の充実 (3)ひとり親家庭への支援 (4)障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実 (山梨県医療的ケア児支援センター) (5)子どもの貧困対策の推進 (6)ヤングケアラーへの支援	⑩児童福祉と母子保健の一体的相談支援を行う市町村数 R3：0市町村 ⇒ R6：27市町村 ⑪要保護児童の里親等委託率(就学前/就学後) R3：50.0%/29.4% ⇒ R6：57.7%/36.6% ⑫貧困対策ネットワーク構築市町村数 R3：20市町村 ⇒ R6：27市町村 ⑬ヤングケアラーを正しく理解している人の割合(子ども/大人) R3：15.3%/R4：70.8% ⇒ R6：80%(子ども・大人共通)
			8 子育てを安全安心にできる環境づくり	(1)安全・安心なまちづくり推進体制の整備 (2)交通安全の推進 (3)災害時における子ども・子育て支援	⑭自主防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施回数 R3：295回 ⇒ R6:295回

■教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応したサービスを提供する区域を、市町村を単位として設定
- 2 市町村計画の数値に基づき、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定
- 3 その他、施設の透明性を高め、質の向上を促していくため、各施設の運営情報を公表